

平成 28 年第 3 回定例会環境生活委員会会議録

平成 28 年 9 月 20 日
10 時 10 分～12 時 05 分
第 1 委員会室

出席者氏名

委員 長	坂 本 隆 司	副委員長	福 島 正 明
委員	岡 部 賢 士	委員	深 沢 幸 子
委員	滝 沢 健 一	委員	椎 塚 俊 裕
委員	大 竹 一 昇		

執行部説明者

市 長	中 山 一 生	市民生活部長	加 藤 勉
都市環境部長	岡 田 和 幸	市民窓口課長	谷 川 登
市民協働課長	斉 田 典 祥	商工観光課長	佐 藤 昌 一
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	植 竹 勇	交通防犯課長	木 村 博 貴
都市計画課長	清 宮 恒 之	施設整備課長	宮 本 孝 一
下水道課長	稲 葉 通	環境対策課長	富 塚 健 二
都市計画課長補佐	岡 野 功 (書記)		

事務局

総務G主査 仲 村 真 一 総務G副主査 池 田 直 史

議 題

議案第 1 号	龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について
議案第 3 号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号	市道路線の認定について
議案第 18 号	平成 28 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号) の所管事項
議案第 20 号	平成 28 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 21 号	平成 28 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)
請願第 3 号	「同一労働同一賃金」の実現を求める請願

坂本委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第3号、議案第9号、議案第18号の所管事項、議案第20号、議案第21号、報告第1号、報告第2号、請願第3号の9案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

それでは1ページをお開きください。

議案第1号、龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例についてであります。

本件は、太陽光発電設備の立地が自然環境や景観形成の支障となるケース等が生じていることを踏まえ、太陽光発電設備設置に関する本市の方針や必要な手続等を定める新たな条例を制定しようとするものであります。

条例の中身についてであります。第1条では、目的、第2条では、用語の定義を定めております。

第3条から第5条までは市、事業者、市民、それぞれの責務を定めております。

第6条では、本条例の適用範囲を定めており、事業区域の面積が500㎡を超えるもの、また、第7条に規定する抑制区域では、面積にかかわらず適用される旨を定めております。

第7条では抑制区域として対象事業を行わないよう協力を求める区域を指定することができる旨を定めており、具体的には各号におきまして、法令等により、自然環境等の保全区域等として指定されている区域豊かな自然環境が保たれ、かつ本市を象徴する魅力ある景観が形成されるとき、市街化区域等の要件を規定しております。

第8条では、暴力団員やこれらと関係を有する者等は対象事業を行うことができないことを規定しております。

第9条は、第10条に規定する届け出及び協議をしようとする事業者は住民に対する周知範囲及び方法につきまして、事前に市へ確認しなければならない旨の規定であります。

第10条では、対象事業を実施しようとする事業者は、着手の60日前までに事業者の氏名、住所、事業計画、該当住民自治組織や近隣関係者への周知、説明の結果等を届け出て、協議しなければならない旨を定めております。

第11条では、該当住民自治組織、第12条は、近隣関係者への周知及び説明会開催等につきまして定めており、届け出を行う前に事業計画等を周知するとともに、説明会の開催の要請があったときは応じなければならないこと。また、理解を得るように努めなければならないことなどを規定しております。

第13条では協議終了の通知につきまして、第14条では、事業完了時の確認の手続につきまして規定しております。

第15条は、指導、助言及び勧告につきましての規定であります。第1項では、必要があると認めるときは、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導、助言ができること。

第2項では無届けまたは虚偽の届け出をしたとき協議終了の通知の前に着手したとき指導、助言に正当な理由なく従わなかったときは、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる旨を定めております。

第16条では、勧告を受けた事業者が正当な理由なく、当該勧告に従わないときは氏名勧告内容等を公表することができる旨を第1項で、公表しようとするときは、事業者に対して、あらかじめ通知し、意見を述べる機会を与えなければならない旨を第2項で規定しております。

第17条は規則への委任につきましての規定であります。

付則におきましては、公布の日から施行すること。また、経過措置として施行の際、現に着手している対象事業につきましては、この条例の規定は適用しない旨を規定しております。

内容につきましては以上でございますが、この条例案につきまして、6月14日から7月17日までのパブリックコメントを実施し、6名の方から18件の意見をいただき、8月1日の庁議におきまして、それら意見に対する市の考え方、また、パブリックコメントを受けての修正内容につきまして、ご了解をいただいているものであります。

なお、9月12日本会議におきまして、金剛寺議員より議案質疑をいただいているところでもあります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

深沢委員

はい、よろしくお願いいたします。

2ページのところの市民の責務なんですけども、その市民の責務のところ、手続の実施に協力するよう努めなければならないと市民にどのような協力を求められるのでしょうか。

清宮都市計画課長

事業者が太陽光発電の設置をしようとした場合には、事前にですね、地域の住民の方には周知していただいて、必要があれば説明会等も実施するという規定になっております。ですから、そういった対応ですね、住民の方々にはそういったものをお願いしていきたいと思います。説明会等を行うとなれば出席とかですねそういったことをお願いしていくことを考えております。

深沢委員

はい、ありがとうございます。

次ですが、4ページ、第11条なんですけども、今おっしゃったように説明会の話が載っております。住民自治組織に対しても説明会の開催の要請があったとき、近隣関係者に対しても説明会の要請があったとき、要請がない場合は、説明会をやらないっていうかたちですか。

清宮都市計画課長

はい、そういうことでございます。

深沢委員

その下のところなんですけども、3番のところ、近隣関係者の理解を得るように努めなければならない。どのように理解を得る努力っていうのはしていただけるのでしょうか。

清宮都市計画課長

具体的にはですね。説明会等を実施した上で、地域の方からいろんな要望等が出てくるのかなと思います。そのなかで、やはりその事業者としてですね。きちんと対応していただきたいということでございます。それをこの条例を作ることによってですね、事業者の方にはお願いしていくということを考えています。

深沢委員

はい、ありがとうございました。

いろんな条例を作っていた上で縛りをかけていただいた上でやっていくってことだと思うんですけども、いろんなところで太陽光発電設備ができて、住民の側でもいろんな意見が今出てきていますので、パブリックコメントもしていただいたということなんですけど、これからもきっといろんな意見が出てくると思いますので、耳を傾けていただいて進めていただきたいと思えます。以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

岡部委員

5ページの第16条に勧告に従わないときは、事業者の情報勧告内容を公表できるというふうにあります。これはどこにどういった方法で公表する場合は公表するのでしょうか。

清宮都市計画課長

公表につきましては、やはり告示というかたちになるかと思えますので、まずは市の掲示板を使ってやりたいと思います。それ以外には、やはりホームページでありますとかあとは広報紙ですね。そういったものを使って公表ということを考えております。

岡部委員

この条例に従わない事業者への最終的な制裁的な意味合いでの公表ということだと思っておりますが、無秩序な開発に対しての抑止力を期待する意味でのものであると思います。その抑止力という点でもっとこう、抑止力の強いものを公表以外に何か検討というのはできなかったのでしょうか。

清宮都市計画課長

当然今回の条例はおっしゃるようになりますね、抑制するという趣旨が強い条例になっています。ですから当然もうちょっと強制力までいかななくても、抑えられるようなものというのを当然検討したのですが、やはり法的にですね、最終的に強制力を持たすことが難しいということで、条例の内容としてはこのようなかたちで考えさせていただきました。

岡部委員

最終的なところでの公表ということだと思えます。それまでにもいろいろ協議したり、提出してもらったものもあるんで、そこまでいかに頑張りというようなことでもあると思いますので、公表でも十分抑止は期待できるのかなとも思います。

もしわかればなんですけど、第7条の抑制区域なんですけど、市街化区域については、区域全域ということだと思えますが、それ以外でその具体的に例えば、このあたり検討するのを検討できるとか、そういうところっていうのをもしわかれば今、できれば、1号、2号、4号とかが何か具体的に今市内だとどんな感じなのか教えてください。

清宮都市計画課長

先日の議案質疑のなかでもお答えしているところなんですけど、1号につきましては、法令等により規定されている地区ということでございますので、具体的にはですね。1号につきましては、首都圏近郊緑地法保全法に基づいて指定されております牛久沼近郊緑地保全区域、こちらを考えております。あと県の条例で茨城県自然環境保全条例に基づく中沼自然環境保全地域、それと八代富士浅間緑地環境保全地域、こういった指定されているところがございまして、この地域、これ自体にできるということはないと思いますが、周辺ですね、おおむね100メートル程度、そういったものを抑制地域というふうに考えております。

第2号につきましては、豊かな自然魅力ある景観ということですので、具体的にはやはり蛇沼の周辺であるとか、後は旧水戸街道の若柴宿、そういったところの周辺を想定しております。3号は市街化区域ですから、先ほどもおっしゃったように市街化区域全域ということになります。4号の歴史郷土的特色につきましては、文化財保護法等で規定されております。文化財といったようなそういう周辺地域ということで想定をしております。最後に5号ですけれどもこれは自然災害発生危険ということですから、急傾斜崩壊危険区域であるとか、土砂災害警戒区域そういったところの近辺ということで想定をしているところです。

岡部委員

どうもありがとうございます。

坂本委員長

ほかにございませんか。

滝沢委員

第6条の適用範囲のところ、事業区域の面積が500平方メートルを超えるというふうにありますけども、例えばですね、500平方メートルを超えない範囲で480平方メートル、480平方メートル、480平方メートルとか490平方メートルと、500平方メートル以下にして大規模化する際の対応っていうのはどのように考えておりますか。

清宮都市計画課長

ただいまのご質問ですけど、例えば1事業者が400平方メートルまでやって、そのあとまた400平方メートルを隣につくるといったことを想定してということよろしいですか。

その際にはですね、それは一団の土地としてみなしていきたいというふうに考えております。ですから1区画を400しかなくても合わせて500以上になればですね、この条例の対象にしていきたいというふうに考えています。

滝沢委員

わかりました。

この条例では、そういうふうになんかちょっと読み取れなかったもので、そうであれば、500平方メートルを超えるということであれば、対応できるのかなっていうふうに思いますので、この多分条例は大規模化、大きくこうやられる所のやっぱり抑止力になるようにということで、多分作られた条例だと思んですけども、どの程度の抑止力になるかっていうか、どの程度抑止力になると想定されていますか。

清宮都市計画課長

具体的にどの程度かというのはなかなかお答えしづらいところなんですけど、これまでは、この太陽光発電設備につきましては、何らこういった手続が必要なかったわけです。ただ、やはり、これに対しまして、市としてですね、やはりこういったものについては、ほかの住民の方への影響とか自然環境とかへ配慮してもらいたいことを意思表示することになりますので、そういった意味での抑止力につながるのかなというふうに考えています。

滝沢委員

ぜひともね、この条例をうまく利用していただいてですね、無秩序な太陽光発電がどんどん広がっていかないようなことを期待しております。

坂本委員長

はい、ほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

別にないようですので採決をいたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは議案書の7ページ、参考資料の2ページと両方をご覧いただきたいと思います。龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書7ページをご覧いただきたいんですが、第4条第6号ただし書きを削ると改正するものです。その下の付則、この条例は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日から施行するとしていますが、この法律の公布日が平成28年6月7日です。

施行予定日等については、同法付則第1条により公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡または障害について適用すると規定されています。

具体的な条例の改正内容なんですが、繰り返しになりますけど参考資料の2ページを見ていただきますと、ここのただし書きが削除されるわけなんですけど、この条例改正、繰り返しになりますけど国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定に伴い、この法律の第19条では、国外犯罪被害者またはその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができると法律で規定されていますが、本市の手数料条例では、本人に関する戸籍の記載事項についての証明に限ると、これまで規定されているため、ただし書きを削除する改正を行うものです。以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

深沢委員

ちょっと聞きたいのは、ここ数年においてそういう事例っていうのはあったのでしょうか。

谷川市民窓口課長

これの成立のともとは何かということはあるんですけども、2013年にグアムで無差別殺傷事件というのは、ショッピングセンターでの事件があったかと思うんですけども、そちらの遺族の方がこれまでそういった犯罪に遭われた方に対して、国のほうで、そういう補償のようなものがないので、何とか作ってくれないかとの働きかけがあって、それがもとで今回の法制定になりました。

ただ、この法制定そのものが6月でした。国のほうで法制定されまして、先ほど部長から説明あったように、6カ月以内に施行日ということでしたが、制定された翌月に今度はバングラデシュのダッカで、イスラム国ですか、日本人とか、あとイタリア人とかが被害に遭われたことがあって、国において前倒しで、被害者に弔慰金を給付しようというふうなことで決まったようです。

坂本委員長

それではほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

それでは別ないようですので採決をいたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、議案第9号 市道路線の認定について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

それでは議案書の15ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。これは皆さんにもう既にご覧になっていたと思いますが、8本ありまして理由につきましては、開発行為により民間トヨタウッドニューホームから帰属を受けて、市で管理するために、道路法上の認定を行うものであります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

大竹委員

15ページ⑧龍ヶ崎市道第8-457号線、ここの幅員が5.5から6メートルになっておるんですけども、本来市道ということになれば、幅員は6メートル以上とされているのが普通だと思うんですけども、そういうなかで5.5メートルから6メートルと書いてありますけども、防災や消防の観点から見た場合に問題点がないのかどうなのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

宮本施設整備課長

⑧番、市道第8-457号線、松ヶ丘3丁目116番から松ヶ丘3丁目の13-1に位置するところの市道でございます。5.5メートルから6メートルという幅員についてのご質問についてお答えいたします。こちら第8-457号線につきましては、旧開発区域と今回開発された区域を結ぶ遊歩道でございます。階段状の道路となっております。こちら6メートル以上というご質問ですが、市道の場合には6メートル以上が市道だとか、そういう決まりというもの決してございません。4メートルでも市道の認定は行っているところでございます。以上でございます。

大竹委員

はい。わかりました。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

それでは別にないようですので採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

議案第18号、平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）であります。

別冊の1ページをお開きください。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6230万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ245億8790万1000円とするものであります。

5ページをお開きください。第2表継続費であります。新都市拠点開発エリア事業化推進業務委託費でありまして、平成28年度が590万、平成29年度が1480万であります。この継続事業でありますけれども1998万円のうちの平成28年度分、契約金額の30%以内の前払い金であります。新都市拠点開発エリア事業化実現に向けての地主との勉強会、区画整理事業調査研究等であります。

加藤市民生活部長

続きまして、第3表、債務負担行為補正の変更です。コミュニティセンターLED照明リース契約これは再設計による限度額の増額となります。

岡田都市環境部長

第4表、地方債補正であります。変更で地方道路等整備事業債、2億3100万を右側の補正後で2億3540万に改めるものです。その下の都市公園整備事業債、1350万円を1630万円に改めるものでありまして、これら2件につきましては、国庫補助金の減額に伴い、市債増になるものであります。

加藤市民生活部長

10ページをお開きください。歳入です。14の国庫支出金、総務費国庫補助金、説明の欄ご覧ください。個人番号カード交付事業費カード交付の事業経費に対して交付されたものです。

岡田都市環境部長

同じく国庫補助金で土木費の国庫補助金です。橋梁長寿命化分、80万3000円の減。橋梁修繕分32万4000円の減。舗装修繕分333万3000円の減。道路整備分115万5000円の減。公園整備分450万の減。これらにつきましては補助金交付決定額に対する減額であります。

加藤市民生活部長

続きまして、県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金です。10ページをご覧ください。

新規就農総合支援事業費、これは、指導農業士等の謝礼分に対して交付されるものです。地域担い手確保育成整備事業費6月補正の国庫補助金の上乗せ分でありまして、1経営体がトラクターを購入するために補助されるものです。いばらきの園芸産地改革支援事業費JA龍ヶ崎花き園芸部会の結束機の購入費に補助されるものです。

岡田都市環境部長

12ページをご覧ください。市債であります。5番の土木費債。これにつきましての地方道路等整備事業債で440万円であります。その下、都市計画債、都市公園整備事業債で280万円の増であります。これらにつきましては国庫補助金減額に伴い市債増となるためであります。

加藤市民生活部長

15、16ページをお開きください。出張所費です。

コード番号3560、市民窓口ステーション管理運営費、11需用費、これはカウンターテーブル用のクリアマップほか消耗品を購入するためのものです。備品購入費、記載台3台、防犯カメラの購入です。

続きまして交通安全対策費、職員給与費、交通安全、これは4月の定期異動に伴うもので所管となります。

一番下の表です。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費16ページです。職員給与費、戸籍住民、これも同様に4月の定期異動に伴うもので所管となります。住民記録等証明事務費、7賃金個人番号カード交付窓口臨時職員分です。19の負担金補助及び交付金、交付金、地方公共団体情報システム機構、個人番号カードの作成を一括管理する当該機構に交付するものです。同額が国より補助されてます。

18ページをご覧ください。総務費の統計調査総務費、職員給与費、統計調査、こちらも4月の定期異動に伴うもので所管となります。22ページをご覧ください。一番下の農林水産業費、農業委員会費、職員給与費、農業委員会、こちらも4月の定期異動に伴うもので所管となります。その下です。職員給与費、農業総務こちらも同様に4月の定期異動に伴うもので所管です。

24ページをご覧ください。

農業総務事務費です。8の報償費、グリーンツーリズム事業に関する講師謝礼となります。11の需用費、これは消耗品でありまして植木鉢、土、花を購入するものです。

農業経営基盤強化促進対策事業、8報償費、これは先ほど歳入でもご説明しましたが、農業経営士の謝礼4回分となります。19の負担金補助及び交付金、補助金、経営体育成支援事業、こちらも先ほど歳入で説明いたしましたが、1経営体がトラクターを購入するために補助されるものです。

龍ヶ崎ブランド育成事業、19の負担金補助及び交付金、補助金、いばらきの園芸産地改革支援事業、こちらも歳入で説明した通り、JA龍ヶ崎花き園芸部会が結束機を購入するために補助するものです。続きまして農地費の職員給与費、農地、4月の定期異動に伴うもので所管です。土地改良助成事業、こちらにつきましては予算の組み替えと名称の変更となります。

岡田都市環境部長

失礼しました。ちょっと1点もれまして、22ページを再度お開きください。真ん中ほどで公害対策費、職員給与費で公害対策、これも所管となります。

元に戻っていただいて24ページ、繰出金であります。農業集落排水事業特別会計繰出金、繰出金で53万4000円の増であります。これにつきましては、一般会計不足による繰出金であります。事業費繰入金増と職員給与費入れ替え分の減であります。

加藤市民生活部長

続きまして、水田営農活性化対策費です。生産調整推進対策事業、19の負担金、補助及び交付金、補助金となります。生産調整推進対策事業、これは、当初、飼料用米で見込んでいたものが加工用米に変更されたことによる減となります。転作定着化促進事業、一部単価が減額されたことによる減額となります。加工用米集荷促進事業、これは飼料用米の一部が加工用米に変更されたことによる増額となります。

続きまして、商工費の商工総務費、職員給与費、商工総務、4月の定期異動に伴うもので所管です。

商工事務費、11需用費、これは印刷製本となりますが、企業立地促進のパンフレットを作成するための費用です。19負担金、補助及び交付金、交付金、創業支援事業、創業塾としてセミナー6回を開催いたしますので、その開催費用として計上したものでありまして、商工会に交付するものです。なお、一般質問でもお答えした通り、この事業に関する創業支援の事業計画については、8月31日付けで国の認定を受けております。

続きまして、市街地活性化対策費、9旅費、これにつきましては、地域おこし協力隊の募集に関するものです。11需用費、印刷製本費、印刷製本費となりますが、地域おこし協力隊の募集

パンフレットの作成費となります。12 役務費、これにつきましては、応募者への返信用の通信運搬費等、田舎暮らしの方への募集地域おこし協力隊の募集記事の掲載ですね、その費用となります。13 委託料、地域おこし協力隊動画作成、これにつきましては、募集に当たり、当市の魅力を PR するための動画の製作費となります。

26 ページをご覧ください。1 番上の 14 使用料及び賃借料です。東京での募集の説明会会場借上げと中型バスの借上料となります。

続きまして、観光費、職員給与費、観光物産、4 月の定期異動に伴うもので所管となります。

岡田都市環境部長

その下土木管理費です。職員給与費、土木総務で所管となります。その下いきまして公共施設維持補修事業、備品購入費でありまして、現場のパロネスが故障のため、買い替える必要性が生じたことにより増額補正であります。その下の職員給与費、建築指導、所管となります。その下の地籍調査、所管となります。道路橋梁費、これも所管となります。道路管理事務費、11 需用費であります。これにつきましては、街路灯及び配電盤故障による修繕料の増額補正であります。

次に道路維持補修事業の委託料であります。街路灯の高中木剪定において諸経費における共通仮設費の上昇による増額補正であります。その下いきまして、工事請負費で道路標識表示変更工事であります。佐貫駅名変更が延期になったことから減額補正をするものであります。

道路排水管理費、11 需用費で小屋排水ポンプ場のポンプ、1 台が故障のため修繕による増額補正をするものであります。道路新設改良、これも所管となります。

28 ページをお開きください。河川費、河川これも所管となります。4 番都市計画費の職員給与費で都市計画総務、これも所管となります。

都市計画事務費 13 委託料、新都市拠点開発エリア事業化推進、これにつきましては歳入でもお話し申し上げましたけども継続費でもご説明申し上げましたが、平成 28 年から 29 年の継続事業であります。1998 万円のなかの契約金額の 30% 以内の前払い金の増額補正であります。その下いきまして、職員給与費の街路これも所管となります。

佐貫 3 号線整備事業、13 委託料、地質調査であります。今年度当初予算に計上しております測量基本設計交通量推計業務を発注し業務を進めているところでありますが、基本設計を進めるなかで、関係機関との協議資料として地質調査データが必要となったことから増額補正をするものであります。

その下いきまして公共下水道事業特別会計繰出金で繰出金であります。佐貫西口雨水貯留管設置工事に伴う増額補正であります。その下いきまして、職員給与費、公園管理、これも所管となります。その下いきまして、都市公園管理費、14 使用料及び賃借料、先ほど現地をご覧になっていただきましたけれども、蛇沼周辺の通称西洋館敷地は、地主から借用し、将来的には史跡公園として広く市民に公開する施設として整備し保存していきたいと考えておるところであります。そのため、土地の賃貸借及び維持管理、草刈り等につきましては施設整備課で、建物の市民遺産等の認定に向けた各種調査につきましては生涯学習課で進めていこうとするものであります。なお、詳細につきましては伊藤議員の議案質疑で答弁を申し上げておるところであります。それから、一番下の職員給与費、住宅、所管であります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

深沢委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、24 ページの土地改良助成事業、補助金のとこの多面的機能支払事業、この多面的機能支払いというのはどういふのかちょっと教えてください。

植竹農業政策課長

こちらはですね、農地維持支払交付金、なかが三つに分かれてまして、資源向上支払交付金、そのなかに、共同活動、そして長寿命化、こちらの 2 本とそれともう 1 本がまず、農地維持支払、こちらにつきましては、農地の法面の草刈りとか水路の泥上げ、農道の砂利の補充とこちらを実施するのが農地維持支払、そして、あと 2 つのうちの 1 つ資源向上支払、こちらがまず共同活動、というのがありまして、水路と農道等の軽微な補修、そして植栽による景観形成、もう 1 点が、同じような名称なんですけども、資源向上支払の長寿命化、こちら長寿命化につきましては、農道用排水路等の老朽化部分の補修、あとはコンクリートの水路、ゲートバルブの更新、そういったも

の、この3本立てでこういう名称になっております。これは名称が変わりまして、以前は多面的機能というかたちなんですけど、現在は地域資源保全事業ということで名称も変わってきており、今回名称を変えたものでございます。以上です

深沢委員

はい、ありがとうございます。

その下のところの生産調整推進対策事業、飼料用米が加工用米に変わった理由は何でしょうか。

植竹農業政策課長

こちらにつきましては、単価が上がったということが主な原因であります。

坂本委員長

ほかにありませんか。

岡部委員

まずですね。第2表継続費の新都市拠点開発エリア事業化推進業務委託費、5ページです。あと28ページの歳出で事業化推進委託料で2カ年で1998万円の継続費ということで、本会議でも質疑の答弁があったんですが、改めてもうちょっと詳しくどんな内容でどこにどういうものを委託するのか、お聞かせいただきたい。

清宮都市計画課長

新都市拠点開発エリア事業化推進業務についてでございます。委託する内容でございますが、まずはですね。土地所有者の方にはこれからどんな事業にしていくのかというところで事業の内容であるとか、あるいは制度ですね、いろんな制度もございますので、そういったことについても理解を深めていただく必要があると思っております。ですからそういったことに関する勉強会等も開催してまいりたいと思います。

また、それとあわせてですね、このエリアについてどんなものにしていくのかということも、当然土地所有者の方の土地を利用するわけですから、その方々のご意見も伺っていくことになるかと思っております。ですから、その勉強会であるとかその事業化の内容を決めるにあたって、やはり専門家の知見が必要になるかと思っておりますので、それはコンサルタントに委託をさせていただきたいと考えております。あわせて、この地域の土地に関する調査というものを実施していきたいと考えております。

具体的には地質の調査と、あともう一つ大きいところはですね、これだけの面積を開発しますので、雨水の排水をどうするのか、これは今まで事業化調査というなかでは、あくまでもエリア内だけ20ヘクタールですね。エリア内だけを考えてきたところなんです。今回は、その雨水を外に排水するということになりますから、そういったところの調査をやりたいと考えております。どんなところへということなんですけど、これはちょっと今契約方針について検討中です。考え方としては事業化調査やっただいてコンサルさんに頼むのか、あるいはまた新規の入札とするのか検討中でございます。

岡部委員

はい、ありがとうございます。

本当に新都市拠点開発エリアに関しては、すごく期待もしているところではあるんですけど、昨年度、370万円の委託料で決算報告がありまして、その事業化調査結果について、先日、全員協議会でご説明を受けましたが、これ見るとちょっと期待ももちろんあるんですけど、その基本構想のゾーニングであったり、土地区画整理事業のそういう手法についてですとか、ちょっと私が想像する限りでは、結構、市の負担する費用がすごく膨れ上がって、現実的にうまくいくのかちょっと不安に思う内容の調査結果でありまして、この調査結果だけそのままのみに事業化をどんどん進めていくと、市の費用負担も相当な額になってしまうわりに、本来の整備目的自体がどのくらい達成できるのかなっていうところも思っております。

つまり、この開発という自体は反対するつもりはないんですけど、これからはもちろん長いスパンかけて進めていくものであるとも思いますし、また、大きな費用かけて事業化を進めるものだと思いますので、改めて、その慎重に、費用に見合った事業にできるかどうかしっかり調査研究していただいて、また進捗状況などにつきましても、議会にまめに報告していただいて、特に方向性、重要などところに関してはしっかり議会に諮って今後進めていただくことを要望したいと思います。

います。よろしくお願ひします。

植竹農業政策課長

はい、24ページの土地改良助成事業、こちらすいません、先ほど、負担金の地域資源保全事業をこちらから補助金の多面的機能支払事業、こちらに変わったものでございます。私ちょっと反対に今説明しましたので、こちらは、地域資源保全事業から多面的機能支払事業に移動したものです。すいません。

坂本委員長

ほかにありませんか。

岡部委員

28ページの都市公園管理費、使用料及び賃借料42万9000円なんですけど、ご答弁にもありましたけれど、今後の活用の計画はまだ具体的にとくには決まってないのでしょうか。

宮本施設整備課長

今後の活用ということでございます。今回借地しようとしております土地、若柴町の通称名、西洋館でございます。こちらにつきましては、竹内綱氏という方がつくった建物でございます。竹内綱氏は、吉田茂元首の実の父親であるということと、その近隣地域の蛇沼周辺、こちらは前々から長山地域コミュニティ協議会等との懇談会のなかでも、大事な環境であるということで、保全等を求められていたところでございます。

今回このような吉田元首相ゆかりの地が、この場所にあることが発見されまして、施設整備課といたしましては、ここを史跡公園としまして、蛇沼周辺遊歩道等の整備に向けて研究しているところでございます。こちらの史跡公園につきましては、その遊歩道の休憩スポットなり、何なりの活用をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

岡部委員

長山コミュニティ協議会、そういう大事な環境だというような声があるということで、まず、ちょっと私もこの西洋館について知ったのが最近というのもありまして、実際、周りに聞いたりしても、心霊スポットとして知っている人はいたんですけど、なかなかちょっと実際現場を見た状況で、もし活用するにしたらそれなりの金額もかかる事業だとは思うんで、歴史的価値についてあるのかどうかという点、これちょっと私なかなかその保存すべきかどうかという点ではちょっと判断しかねているところではあるんですけど、ただ、そういうコミュニティで一部そういう声があったりだとかというのがあります。その間、ただ、もし、その将来的に活用するという点であれば、今回賃借の契約ということですけど、購入ということも考えられるでしょうし、ただ、その辺が今回多分時間的にとりあえずの賃借契約ということだったと思うんですけど、ただその辺の具体的な事業計画ですとか、金額などがでてないところでちょっと判断が非常に難しいところではあるんですけど、ただそういった価値が高いかもしれない。保存すべきかどうか、そういうところで、投資的な経費としてのものであると思いますので特に今回反対はしないつもりでおります。

将来的な活用の方法ですとか、市民全体にもですね、いろんな意見聞いていただいて、特に、逆に保存する必要がないということであれば、この賃借期間、長くなれば長くなるほど、むだな支出が増えるということにもなりますので、とりあえずの賃借分ということだったと思いますが、早急に調査研究して、また市民の声、全体の声を聞いた上で、その保存する価値があるのかどうか。しっかり見きわめた上で、今後の計画、また早急に示していただきたいと思います。これは要望ということでお願ひします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

大竹委員

岡部委員と重複するところがあると思いますが、5ページの新都市拠点開発エリア事業化推進、業務委託費でございます。先ほどのなかで特に土地所有者との協議をしていく、勉強会をしていくというお話がありました。そういうなかでその事業内容と、またその制度についても勉強していくというかたちで、私が全員協議会でご報告受けた内容では、かなり地主さんも困惑するんで

はないかということが懸念されます。

具体的には、区画整理で減歩したなかでも坪当たり11万云々という数値が出てきたということになれば、当然その事業者自体も、地主さんとの賃貸であるならば賃貸料の問題とか、非常にその事業内容が商業集積だけでの物の考え方と今の事業内だと無理があると思いますけども、そういうなかで地主さんとの事業内容の説明の資料はどのようなかたちを考えておりますか。

清宮都市計画課長

勉強会につきましては、いろいろな課題がございますから、その都度、資料を作っていくというかたちになると思います。ですから、現在、何回かに分けて、段階的に進めるといった案はまだございません。

これまでに1回、今までの調査結果について報告をさせていただいております。区画整理の勉強会も1回実施したところです。

ただ、そのなかでも、まだ、ご理解いただけないものがあるのかと思いますから、まずは議員からもお話がありましたように、その事業の内容、制度をしっかりと理解していただくところから始めていきたいと思います。ですから、あとはその段階段階を踏んでその理解度、そういったものを見ながら、内容を考えていきたいと思います。当然資料につきましては、この委託することになれば、そのコンサルさんと協議しながら資料の内容は決めていきたいと考えております。

大竹委員

この用地におけるところの事業者が何社か上がっていると思いますが、せんだってご質問のなかでその事業者とはヒアリング、サウンディングというかたちでやっていると言いますけれども、その内容等々のものはより現実的な情報を得なければ、商業ありきの絵づらは非常に厳しいと思いますよ。

簡単に言えばその龍ヶ崎のサブラです。イトーヨーカドー、これが東洋経済の情報のなかでは、茨城県は龍ヶ崎市、日立、それから、確か古河だったかな。これも退店予想に入ってる。そのように商業界はかなり厳しい状況、なおかつその建築費がかなり高騰している。そういうさなかで、これは本当に慎重に、慎重にいかないとこの事業失敗しますよ。先ほどと重複しますが、最大限18億も場合によっては市の出費があるというような概要であるならばね、地主さんも理解できないし、我々議会人も理解できない。そのような内容であります。

ですから、先ほどコンサルタントを継続するか新規にするかというようなお話もありましたけれども、今のコンサルタントの内容だと私たちがこのあいだ全員協議会でも説明を受けた内容であるならば、全くその事業内容とその立地とポテンシャルが理解できない、そういうコンサルではないかと私は思いますよ。その辺についてちょっとお話を聞かせてください。

清宮都市計画課長

コンサルさんの件でございますけれども、いろいろなご意見があるのかなと思います。そのなかで、やはりいろいろな業種のコンサルさんがございますから、そのなかから選んでいくということになります。

先ほどお話ししましたように継続性というのも重要な面と考えております。ただ、今ご指摘いただいたように、内容については、もっと前回の調査結果もございますので、そういったものを見た上で契約方法については検討させていただきたいと考えております。

坂本委員長

ほかにありませんか。

福島委員

24ページ、一番下、地域おこし協力隊動画制作とありますが、この動画はどのように活用されていくのか簡単にご説明いただきたい

佐藤商工観光課長

動画につきましては、募集のための都内の説明会とか、あとは移住交流推進機構、ジョインというんですが、そこが地域おこし協力隊の機構みたいになっていまして、そちらのホームページへの掲載を考えております。以上です。

福島委員

ありがとうございます。

続きまして、大竹委員とかぶるかと思うんですが、28ページの委託料、新都市拠点開発エリア事業化推進なんですけれども、土地の所有者さんとの勉強会をこれから進めていくということですが、スケジュール的にはどの辺までに整理をしていくという目標を持って勉強会を進めていられるのでしょうか。

清宮都市計画課長

今回補正をさせていただいている委託につきましては、2カ年での事業と考えているわけですが、勉強会自体は早いうちに実施していきたいと思っております。28年度中に何回かやって、最終的にこれをどのようにするのかという意味といいますか、そういうのを確認できるところまで持っていきたいと今年度中に思っております。

福島委員

目標はどの辺までですかという聞き方をしたんですが、あまり期限を設けず、とことんいいものができるように、時間を決めずに進めていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、丁寧な作業でお願いしたいと思います。

続きまして、その下のほうの都市公園管理費の使用料及び賃借料、これも岡部委員と少しかぶるかと思うんですけれども、これからどのように活用していくかの調査、それから、市民遺産等々の認定に向けての研究ということで、どのぐらいの期間を調査と研究の期間と想定されているのでしょうか。

宮本施設整備課長

調査と研究の期間ということでございますが、市民文化遺産等、文化遺産関係につきましては、教育委員会所管の生涯学習課で調査検討について確認しましたところ、おおむね3年はかかるかなというような回答をいただいております。

今回、施設整備課でこの借地料を上げさせていただきましたのは、先ほど申しましたように、長山地域コミュニティ協議会等々の懇談会のなかで、蛇沼を生かした散策路等をつくれないうような提案事項が多々出てきております。蛇沼の豊かな自然環境の保護に関するものでございます。現在、施設整備課で考えておりますのは、蛇沼公園から風致公園を抜けまして、松葉地区の緑地帯下にある遊歩道を通って、大羽谷津地区からこちら西洋館に通ずる道を通りまして、また蛇沼公園へ戻るといようなかたちのなかで、所々に蛇沼が見える景観的なものをつくれればということで、道順のほうは計画しているところでございます。以上です。

福島委員

よく理解できました。ありがとうございます。

坂本委員長

ほかにございませんか。

植竹農業政策課長

24ページの、先ほどの生産調整推進対策事業のなかの飼料用米が増えた理由です。こちらにつきましては、26年度と比べますと、実績として26年度が111ヘクタール、27年度が211ヘクタールということで増加してきています。こういう流れのなかですが、今年度、先ほど金額の話をしたんですが、金額を確認したところ、国、市、どちらとも大きな変化はありません。

主な要因とse, rr[^]としては、各地区に県南農林事務所、農業政策課で各地区に戸別訪問をしまして、推進を行っております。こちらは昨年度は3回やっております。そして28年度も3度、県と合同でやっております。そのほか実際に、その飼料用米を利用しております業者なども、積極的に各農家さん周っておりますので、そういった推進の効果が、1番量が増えたと、今年この数字に現れてきている内容だということでございます。すいません。訂正いたします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

深沢委員

選定方法というのはどのようになっているのか教えてください。

植竹農業政策課長

こちらは地域担い手確保整備事業ということでありますので、人・農地プラン、その地域を担っていくということに該当する人がこの事業を活用できるものでございます。以上です。

滝沢委員

これらの耕作面積とかは関係ないんですか。

植竹農業政策課長

今ちょっとここに資料はありませんが、いろいろな各ポイントポイントによる点数制で、それを積み上げて規定以上の点数になったものがこの制度を活用できるものでございます。

滝沢委員

ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

それでは、別がないようですので採決をいたします。

議案第18号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第20号、平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

別冊の54ページをお開きください。

議案第20号、平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1388万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9508万5000円とするものであります。

56ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。公共下水道整備事業、1億9416万円であります。これにつきましては佐貫西口雨水貯留管設置工事に伴う繰越分であります。

その下向きまして第3表、地方債補正であります。変更であります。公共下水道事業債、1億8290万円を2億2790万円。その下の資本費平準化債、3億1150万円を2億5540万円に変更するものであり、これにつきましては、借入額増に伴う補正と借入額減に伴う補正であります。

58ページをお開きください。歳入であります。下水道整備費、国庫補助金、社会資本整備総合交付金、これにつきましては国庫補助金事業費1億円の2分の1に伴う増額補正であります。

その下の一般会計繰入金、公共下水道事業費等繰入金、これにつきましては佐貫西口雨水貯留管で設置工事に伴う増額補正と雨水幹線の清掃の委託に伴う補正であります。

その下公共下水道事業職員給与費繰入金、これは職員1人分の増額補正であります。

それからその下にいきまして、1の公共下水道事業債、公共下水道事業債、その下の資本費平準化債、下水道事業費資本費平準化債、これらにつきましては国庫補助金、残分に対する90%起債の増額補正であります。それから借入額変更に伴う減額補正等であります。

次に、60ページをお開きください。歳出であります。一般管理費、職員給与費で下水道所管、これは1人増で所管となります。

その下、下水道維持管理費、公共下水道管理費、13の委託料、管渠清掃、これにつきましては

は佐貫西口雨水幹線の清掃委託によります増額補正であります。その下行きまして、公共下水道整備事業費職員給与費、下水道建設、所管となります。

その下公共下水道整備事業、15番工事請負費、佐貫排水区雨水貯留施設整備工事につきましては、佐貫西口の貯留管設置工事であります。開削工法から推進工法に変わったものによるものであります。

それからその下、元金、下水道事業債元金償還費、23番、償還金、利子及び割引料、それから、その下の下水道事業債利子償還費、23番の償還金、利子及び割引料、これにつきましては利率変更に伴いまして利子を減額することにより、元金分が増額となったものとそれから減額を伴うものであります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

深沢委員

61ページの公共下水道整備事業、佐貫排水区雨水貯留施設整備工事、この工事で効果というのはどういうものが期待できるのでしょうか。

稲葉下水道課長

貯留管の整備にかかりますその効果というご質問でございます。貯留管につきましては、今回、予算を上げております2号管、そして1号管という二つの貯留設備、これを整備する予定でございます。まず、今年度予定しております第2号の雨水貯留管でございますが、こちらの工事が完了するということになりまして、基本的には、いわゆる流入水量が下がっていくということになります。具体的にはどの程度かということになりますが、その流入水量ですが、現状は、毎秒12.235立米基本設計のなかで出ております。

その現状に対してこの2号管を整備しますと、それが下がりまして、毎秒11.351立米ということになります。先ほど申しました1号管、これは今後の将来計画ですが、そこまで整備されるということになると、さらに下がりまして毎秒8.38立米になるという想定となっております。なお、加えて言いますと、現在、稼働しております佐貫排水ポンプ場の能力なんです。こちらは毎秒8.4立米でございますので、これを下回ったかたちになりますので、十分な効果が期待できるものと考えております。以上です。

深沢委員

具体的に言うとその冠水等がなくなるということでしょうか。

稲葉下水道課長

絶対なくなりますというようなことは言えないと思います。なぜかといいますと、現在の計画では、いわゆる雨量の計算の考え方なんです。こちらの佐貫排水区域の面積、それと龍ヶ崎の統計的な雨量のデータを使い計画して見ますと、現在の計画では、確立5年で毎時53ミリこちらを想定しております。この毎時53ミリ、5年確立ということですが、非常に激しいというか、多分我々も今まで経験したことがないというような量だそうです。このような状況が計画なんです。そこに至らなければ、現状のような、例えば仕組みやひざ下まで水がかぶるというようなことは、先ほどの数字からいってもないというように考えております。以上です。

坂本委員長

ほかにありませんか。

岡部委員

同じところの佐貫排水区雨水貯留施設整備工事のところなんですけど、工事工法を推進工法に変えたという説明があったんですが、これを変えた理由というか、目的はあるのでしょうか。教えていただきたい。

稲葉下水道課長

先ほど説明しましたように、昨年27年度に実施設計、一昨年26年度に基本設計とやってきたわけですが、この間、一貫して開削工法で考え設計を組んできていたところですが、それを推進工法に変えた大きな理由は、いわゆるJR常磐線と並行したルートであるということからです。

J R東日本から、工事手法に対する指導がありまして、その指導をクリアしたかたちで、なおかつ工事費用等を比較検討した結果、最もコスト的にも、期間的にも、経済的にも、今回提示しました推進工法が、一番有利であると判断し変更したものでございます。

坂本委員長

ほかにありませんか。

滝沢委員

同じく、今のところなんですけど、市道第7-187号線ですか。当初その設計段階で設計コンサルは入っていなかったんですか。

稲葉下水道課長

この貯留管の整備計画自体は、だいぶさかのぼるんですが平成15年の当初の下水道計画の全体を見直し、その時に冠水解消に向けた排水処理対策ということで計画を上げまして、国の事業認可をとりまして、このときに計画の立案のなかでコンサルに入っていたいただいた経緯を確認しております。

滝沢委員

コンサルタントが入ったときには開削工法でいきましょうということになっていたんですか。

稲葉下水道課長

少なくとも、私はことしの4月から赴任しておりますが、27年度まではずっと開削工法ということで聞いております。ただし基本設計の段階では、開削工法だけ検討したわけではございません。今お話をしています推進工法、あるいは整備シールドとかプッシュルートとかいろいろな工法はあの当時に検討していた経緯がございます。以上です。

滝沢委員

私も土木のことよくわからないんですけども、開削工法というのは多分、こう掘って進んでいくような工法で推進工法というのはどのような工法なのか教えてください。

稲葉下水道課長

開削工法というのは、イメージ的には、いわゆる重機で溝を掘ってっていくイメージで、それに対して推進工法は、もぐらが地中で穴を掘っていくイメージをしていただいて、それを機械的にやっていくというものだとイメージをつかんでいただけたと思います。具体的には、発進立坑といいまして、要するに機械を最初にその立て穴を掘ってそこに使うべき推進機をおろすんですが、その後、推進機のセンターにある先導機ががぁーともぐらが進むように動いて、穴を掘っていきつつ、そのあとその推進機本体は油圧機になってるんですが、これで構造物をその穴に押し込んでその作業を続けていくということによってどんどん先に進んでいきます。ざっくり言いますとこれが推進工法です。以上です。

滝沢委員

ありがとうございました。

掘削したほうが多分楽なんだろうね。推進でやると1億円余計にかかるんだから、多分工事でも大変な工事なってくるんだろうなと思いますし、工期なんかも開いてやるよりは推進のほうが、多分工事が進まないんじゃないかと思うんですが、どのぐらいの工期の遅れが見込まれますか。

稲葉下水道課長

現在、この推進工法でおおむね230日を予定しております。

先ほど開削工法、J Rと協議して内容についていろいろ指導が入ったということで、工法を変更したと申しあげましたけれども、特に、我々工事を施工する側として問題だったのは、常磐線上下合わせて1時間に10本以上ございまして、その間、一切工事を中止せよというのがJ R側の指導です。その指導が入った以上はこれ守らないと工事ができないということになります。J R常磐線と並行した、いわゆる近接施工ということになりますので、J R東日本の指導いただいた内容をクリアしていく。そういったことのなかで、開削では工期も延びてしまうということで、結果的に推進工法で230日程度でできる。総額費用も比較した結果、J Rの条件指摘をクリ

アするとすれば、開削よりは推進のほうが安くなるという検討結果が出まして、変えたものでございます。以上です。

滝沢委員

今後、本市では、駅名変更事業等控えていますので、JRとは良好な環境保っていかなくては行けませんので、指示にしたがって、お互いトラブルにならないように一生懸命工事を進めていただければと思います。以上です。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第20号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第21号、平成28年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

別冊の67ページをお開きください。

議案第21号、平成28年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、16万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6453万4000円とするものであります。

69ページをお開きください。第2表、地方債補正であります。変更であります。資本費平準化債、限度額、1400万円を補正の限度額1330万円に減額をするものであります。これにつきましては、平準化借入額の変更に伴い70万の減額ということであります。

71ページをお開きください。歳入であります。一般会計繰入金、農業集落排水事業費等繰入金、先ほども説明しましたが平準化借入額の変更に伴う繰入金の増額であります。

農業集落排水事業の職員給与費、繰入金、これにつきましては配置職員確定に伴う繰入金の減額であります。資本費平準化債、農業集落排水事業資本費平準化債、これにつきましては平準化借入額変更に伴う減額であります。

歳出であります。一般管理費、職員給与費、農業集落排水管理、これは所管となります。職員の入替えによる減額であります。1元金、特定財源が70万の減額と一般財源が70万の増額ということであります。平準化借入額変更に伴うものであります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【 な し 】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第21号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（和解）に関することについ

て、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（和解）に関することについてです。

議案書の30ページをお開きください。平成28年6月8日午後2時ごろ、龍ヶ崎市野原町102番地地先の市道第1-8号線において、市職員が除草作業をしていたところ、使用していた刈り払い機によって、小石が飛散し、稲敷市に在住の方が運転する普通乗用車を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定によりこれを処分するものであります。損害賠償金は16万8983円であります。以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

岡部委員

この報告第1号と次の第2号も似たような案件だと思うんですけど、特にこれ2件とも職員の不注意というよりは防ぎようない事項だったのかなと思います。特にその職員個人に対して何か責任等とかそういう案件ではなかったですか。

宮本施設整備課長

業務上の作業中の飛び石でございまして、職員個人に関する処分等はございません。

岡部委員

今回これ2件とも、特に大事にいたらなかった。まずそんな事故だと思うんですけど、これが仮に人に当たったとか、そういうことになると結構深刻な場合、大変なことになりかねませんので、職員も草刈りだとか一生懸命やっていたいてありがたいことだと思うんですけど、こういう危険の可能性があるときは、くれぐれも安全に気をつけて、けがのないようお願いしたいと思います。

坂本委員長

ほかにありませんか。

椎塚委員

岡部委員が質問されたとおりなんですけども、毎年、やはり何度か出てきていますが、刈り払い機の講習をもちろん市役所でやられていると思うんですけど、職員等に対してもどんなふうにやられているのか確認したいと思います。

宮本施設整備課長

私どもの課で里親の方々に刈り払い機の取り扱いの講習会等も開催している職員が起こした事故というか、飛び石です。職員そのものの取り扱いについて問題等は、今のところはないような状況でございまして。ただ、現地在草で下が見えない。これが一番の飛び石等の原因で、そちらを防止するために、今現在は網戸があるんですが、刈り払い機を使っていると網戸でカバー防護をするんですけども、回転で小石が飛ぶということで、その網戸から先に飛ばれたときに防ぎようがありません。まず、どうしたらいいかという、大きいものをわたすと1人ではできないので作業員も2人、3人が防護に入ると草刈りをする人が1人と、あと交通整理員が2人入るといような状況になります。現在進めている直営班での草刈り除草作業が、まずは20日から1カ月程度各地区で遅れを生じるような状況にもなりますので、今後、業務委託等について検討し、総額を来年あたりから増額を検討していくような状況でございまして。

椎塚委員

もちろん私も刈り払い機を使いますので、小石が飛ぶということは重々わかっておりますし、ただ、毎回ちょっと起こるので、対策というのは簡単ではないですが、今後ですね。できるだけないほうがいいわけですから、ぜひそのような努力を前向きに考えていただきたい。以上です。

坂本委員長
ほかにありませんか。

【 な し 】

坂本委員長
別がないようですので採決いたします。
報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長
ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。
続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解）に関することについて執行部から説明願います。

岡田都市環境部長
それでは、議案書の32ページをお開きください。
報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（和解）に関することについてです。
平成28年6月16日午前8時50分ごろ、龍ヶ崎市佐貫町3403番地1地先の市道第1-187号線において、市職員が除草作業をしていたところ、使用していた刈り払い機によって草むら内に内容物が一部入ったまま捨てられていたペットボトルをとばし、近隣駐車場内に駐車中の牛久市に在住の方が所有する軽4輪乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額補償額の決定及び和解について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定によりこれを処分するものであります。損害賠償金は7万4281円であります。以上であります。

坂本委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【 な し 】

坂本委員長
別がないようですので採決いたします。
報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
続きまして、請願の審査に入ります。平成28年請願第3号 同一労働同一賃金の実現を求める請願についてです。事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

坂本委員長
事務局に朗読をさせましたが、それでは各委員からご意見がございましたらお願いいたします。

深沢委員
ここにも書かれてますけども非正規の方っていうのは正社員賃金の6割程度であるということと、10年ぐらい勤務しても給料が変わらないということも言われてるんですね。
急激に生産年齢人口が減少してきているなかで、多様な労働力の確保と個々の労働力の向上というのは、生産性の向上は喫緊の課題だと思います。
また3番目のところで、とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや、処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援

のあり方についても言及している。そういうところをとていいんじゃないかと思うんですね。ですのでこの同一労働同一賃金の実現の請願に賛成させていただきたいと思います。

坂本委員長

ありがとうございました。
ほかに委員さんのご意見はいかがでしょうか。

大竹委員

活力ある社会をどうつくるかっていうことで安倍首相も言ってるしね、1億総活躍社会、ということだね。そういうなかを考えると、当然ながらそのGDPも上げていくというなかでは必要ではないかと思っております。以上です。

坂本委員長

それでは、ほかに意見はよろしいですか。

【 な し 】

坂本委員長

それでは、採択のほうがいいんじゃないかというご意見でありましたので、それではお諮りいたします。

平成28年請願第3号、同一労働同一賃金の実現を求める請願につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、平成28年請願第3号は採択とすることに決しました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、環境委員会を閉会いたします。